

# 令和7年度 第1回 宇都宮市民遺産会議

## 次 第

日 時： 令和7年11月21日(金)

午後2時～午後3時30分

場 所： 宇都宮市役所7階 農業委員会室

### 1 開 会

### 2 魅力創造部長あいさつ

### 3 会議の公開・非公開の決定

### 4 報告事項

(1)令和6年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定結果について……………【資料1】

### 5 協議事項

(1)令和7年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2, 別紙1・2】

### 6 その他

### 7 閉 会

# 宇都宮市民遺産会議 委員名簿

| 役職  | 氏 名   | 所 属                          | 備 考                                       |
|-----|-------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 委 員 | 三橋 伸夫 | 宇都宮大学 名誉教授                   | 学識経験者                                     |
| 委 員 | 高橋 俊守 | 宇都宮大学地域デザイン科学部 教授            | 学識経験者                                     |
| 委 員 | 小柳 真弓 | 栃木県立博物館 学芸部人文課<br>特別研究員      | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員<br>歴史資料         |
| 委 員 | 大澤 慶子 | 文星芸術大学 教授                    | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員<br>絵画・彫刻・工芸品・書跡 |
| 委 員 | 大嶽 陽徳 | 宇都宮大学地域デザイン科学部 助教            | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員<br>建造物          |
| 委 員 | 小川 聖  | 宇都宮伝統文化連絡協議会 会長              | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員<br>無形文化財・民俗文化財  |
| 委 員 | 梁木 誠  | 栃木県考古学会 顧問                   | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員副委員長<br>考古資料・史跡  |
| 委 員 | 林 光武  | 栃木県生物多様性アドバイザー               | 学識経験者<br>宇都宮市文化財保護審議委員会委員<br>天然記念物        |
| 委 員 | 小松 俊雄 | 宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長             | 歴史文化関係団体                                  |
| 委 員 | 安藤 正知 | NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房<br>理事長    | まちづくり関係団体                                 |
| 委 員 | 松本 泰宏 | 宇都宮商工会議所<br>地域振興部 次長         | まちづくり関係団体                                 |
| 委 員 | 大町 浩美 | 株式会社下野新聞社<br>編集局報道部 文化芸術担当部長 | 報道機関                                      |

## 【事務局】

宇都宮市魅力創造部

手塚部長

文化都市推進課

石川課長, 小林課長補佐

文化財保存活用グループ

星野係長, 岡本副主査, 小曾戸主任, 須永主任主事

## 令和6年度市民遺産（みや遺産）認定結果について

| 認定<br>番号 | タイプ | 認定名称                 | 概 要                                                                                                                                                                                                                                  | 代表者<br>(申請時)                             |
|----------|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 2 1      | 総合型 | 申内の天棚と<br>伝統行事       | <p>申内の天棚は、五穀豊穡を祈願する地域の伝統行事の舞台として申内地域に大切に受け継がれてきたが、諸事情により 1988 年に天棚を組み立てて以降、その後は建屋内部に保存されてきた。</p> <p>令和6年1月13, 14日に、彫工や屋台研究者の協力を仰ぎながら、地域住民の手で、天棚の組み立てを行い、本遺産の保存継承について、地域住民で話し合いを行い、建屋建設や伝統行事での活用を目指し、申内の天棚保存会を新たに発足した。</p>            | <p>申内の天棚<br/>保存会</p> <p>会長<br/>相良 一男</p> |
| 2 2      | 資源型 | 天下一関白流神獅子<br>(逆面獅子舞) | <p>逆面獅子舞は、先祖の霊をお鎮めし、五穀豊穡、子孫繁栄、家内安全の願いを込め、毎年、白山神社において「盂蘭盆会」(現在は8月15日)奉納の舞、「八朔」(旧暦8月1日)に獅子舞の奉納を行っている。</p> <p>奉納時には白山神社に多くの人々が集まり、子ども獅子舞も披露される。また、地区内小学校で獅子舞に関する授業を継続的に行い継承活動を行っていることに加え伝統文化フェスティバルや宮っ子伝統文化体験教室で披露するなど地域内外に親しまれている。</p> | <p>逆面獅子舞<br/>愛好会</p> <p>会長<br/>永井 隆之</p> |



申内の天棚と伝統行事



天下一関白流神獅子（逆面獅子舞）

## 令和 7 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

## 1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

## (1) 認定基準（要綱第 5 条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
  - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
  - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする。

(2) 評価の視点について 別紙 1

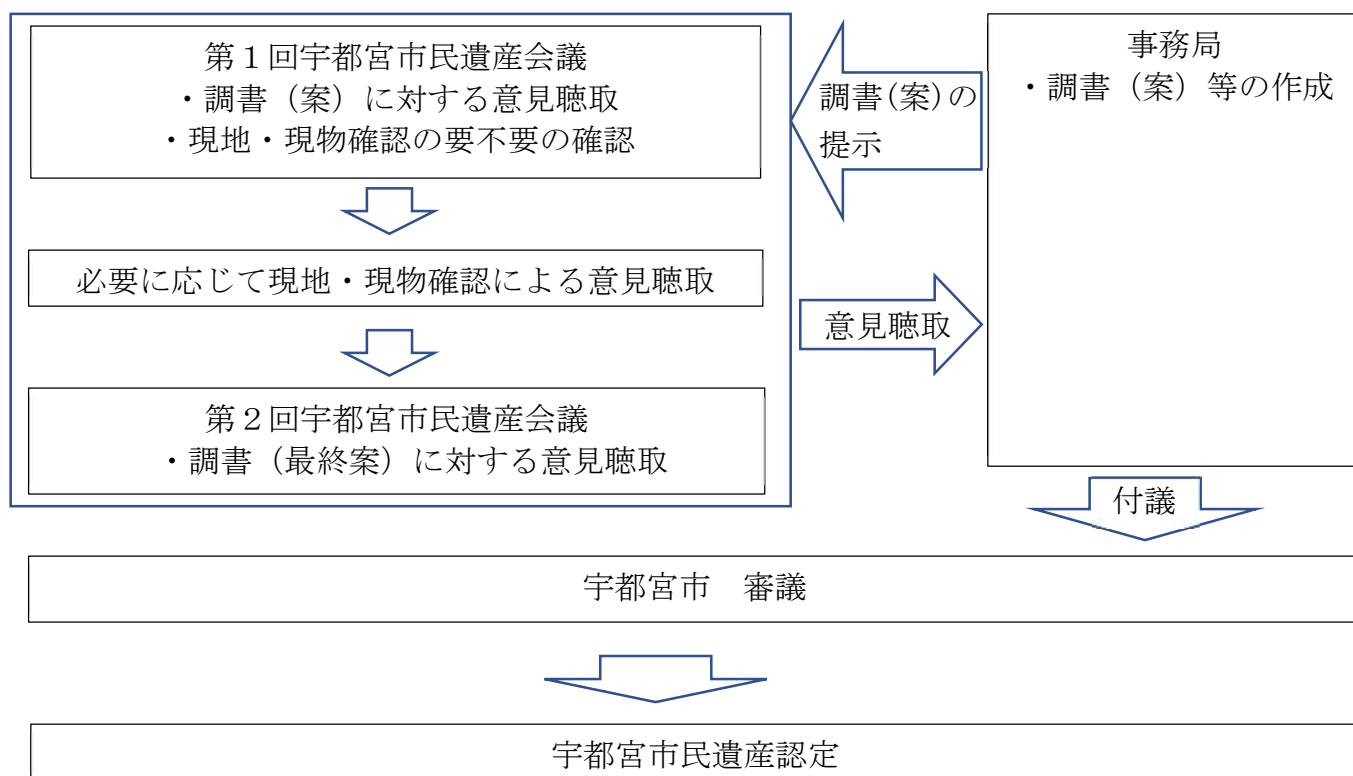
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第 19 条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

## 2 審査及び意見聴取の進め方について

## (1) 進め方について

認定における意見聴取については、会議を 2 回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

## 宇都宮市民遺産会議



### 3 令和7年度認定審査案件の評価について 別紙2

→「令和7年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧」及び「令和7年度宇都宮市民遺産 調書（案）」のとおり

### 4 今後のスケジュール

|      |     |                    |
|------|-----|--------------------|
| 令和8年 | 1月  | 第2回宇都宮市民遺産会議       |
| 令和8年 | 2月頃 | 宇都宮市民遺産認定（宇都宮市で認定） |
|      | 4月  | 補助事業等を開始           |

## 認定基準

## 【評価の視点】

| 要件                                                                                      | 評価の視点                     | 評 価 内 容                                                                           | 総<br>合<br>型 | 資<br>源<br>型 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| ① 地域の愛着・親しみ（市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること）<br>・資源を取り巻く人々の意思・思い ・個人の思いではなく、地域の人々の思いであること。 |                           |                                                                                   |             |             |
| 【要綱第5条】<br>市民や地域が大切に保存継承してきたものであること                                                     | 市民や地域による継承の状況             | ・これまでの保存継承活動の内容<br>→継承を目的とした活動が行われているか。<br>→活動は一過性でなく、継続性があるものか。                  | ◎           | ◎           |
|                                                                                         | 地域の意思                     | ・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。                                                      | ○           | ○           |
|                                                                                         | 管理状況                      | ・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。                                                          | ○           | ○           |
| ② 歴史文化資源の価値                                                                             |                           |                                                                                   |             |             |
| 【要綱第5条】<br>本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を越えて受け継がれているものであること                                     | ・本市の歴史的経緯                 | ・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。<br>→エイトストーリーとの関連性などを評価                                       | ●           | ●           |
|                                                                                         | ・地域の風土                    | ・地域の風土に根ざす資源である。                                                                  | ●           | ●           |
|                                                                                         | ・世代を越えた継承                 | ・世代を越えて継承されてきたものか。<br>・概ね50年が経過した資源であるか。<br>（1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。） | ◎           | ◎           |
| 現物、本物であること                                                                              | ・現物、本物であること               | ・歴史文化資源が現物・本物であること。<br>※時代考証のもと復元・修復されたものは可。                                      | ◎           | ◎           |
| ③ 活動の内容（総合型のみ）                                                                          |                           |                                                                                   |             |             |
| 【要綱第5条】<br>地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものであること                                          | ・歴史文化資源を核とした活動であること       | ・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。                                                         | ◎           | —           |
|                                                                                         | ・地域コミュニティの活性化に資する活動であること  | ・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。                                            | ●           | —           |
|                                                                                         | ・歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること | ・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。                                           | ●           | —           |

※ ◎は必須項目、●はいずれかが必須、—は対象外  
○は必須ではないが備えることが望ましい項目

令和 7 年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧

| No. | タイプ | 名 称                     | 概 要                                                                                                                                                         | 申請者                                                 | 推薦者                                  | 認定審査<br>番号 |
|-----|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 1   | 総合型 | 徳次郎智賀都神社の<br>夫婦けやき      | 徳次郎に鎮座する智賀都神社には、奈良時代の創建時に植えられたと伝わる 2 本の大きなケヤキが智賀都神社の御神木として、大切にされてきた。寄り添うように立つ姿から、「夫婦けやき」と呼ばれるようになり、この夫婦けやきを「富屋の宝」として再認識し、夫婦けやきを核としたまちづくりプロジェクトが始動した。        | とみや日本一の夫婦<br>けやきプロジェクト<br>実行委員会<br><br>委員長<br>大橋 正行 | 富屋地区まちづくり<br>連絡協議会<br><br>会長<br>鈴木 誠 | ①          |
| 2   | 総合型 | 戊辰戦争関連遺跡群<br>(幕田・安塚の戦い) | 「戊辰戦争関連遺跡」は、戊辰戦争の攻防戦の一つ、姿川を挟んで展開された「幕田・安塚の戦い」を伝える歴史的な遺跡であり、その中には、旧幕府軍の会津藩の若き戦死者を悼み、当時の幕田村民が建立した「戊辰戦争の碑『戦士死十七名霊』」があり、姿川第一小学校 6 年生を対象に現地での解説を交えた校外学習支援を行っている。 | 姿川地区歴史文化の会<br><br>会長<br>出井 昌子                       | 姿川地区まちづくり<br>協議会<br><br>会長<br>田口 順一  | ②          |

# 宇都宮市民遺産（みや遺産） 認定一覧

別紙

| 認定<br>年度  | 認定<br>番号 | タイプ | 認定名称                                        | 代表者（認定時）                                                        | 地区         |
|-----------|----------|-----|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 令和<br>2年度 | 1        | 総合型 | 旧塙田村からの伝統的行事<br>「おかりや」                      | 塙田睦会<br>会長 鷲谷賢次                                                 | 昭和<br>東    |
|           | 2        | 総合型 | 徳次郎智賀都神社例大祭付け<br>祭り                         | 智賀都神社例大祭付け祭り実行委<br>員会<br>会長 入江 胖                                | 富屋         |
|           | 3        | 総合型 | 徳次郎智賀都神社冬渡祭行事                               | 智賀都神社冬渡祭行事保存会<br>会長 入江 胖                                        | 富屋         |
|           | 4        | 総合型 | 旧仮本陣芦谷家建物・高麗門                               | 特定非営利活動法人<br>雀宮まちづくりプロジェクト<br>理事 稲葉 豊                           | 雀宮         |
|           | 5        | 総合型 | 戸祭大塚古墳・大ジノ古墳                                | 細谷・上戸祭地域まちづくり協議<br>会<br>細谷・上戸祭地域遺産保存活用等<br>推進特別委員会<br>委員長 田代 勝康 | 細谷・<br>上戸祭 |
|           | 6        | 総合型 | 新石町火焰太鼓山車<br>南新町桃太郎山車                       | 宮のにぎわい<br>山車復活プロジェクト<br>会長 塚田 典功                                | 西原         |
|           | 7        | 総合型 | 白沢宿のまちなみ                                    | 奥州街道白澤宿の会<br>会長 清水 修                                            | 河内         |
|           | 8        | 総合型 | 田野町の八坂神社天王祭花屋<br>台巡行行事と伝統年中行事               | 田野伝統年中行事保存会<br>会長 菊地 重栄                                         | 城山         |
|           | 9        | 資源型 | 上横倉の獅子舞                                     | 上横倉町獅子舞保存会<br>会長 池田 広行                                          | 富屋         |
| 令和<br>3年度 | 10       | 総合型 | 野口雨情旧居                                      | 宇都宮雨情会<br>会長 島田 弘二                                              | 明保         |
|           | 11       | 総合型 | 悟理道の歴史をつなぐ伝統行<br>事と神輿                       | 悟理道自治会<br>会長 横山 千恵子                                             | 国本         |
|           | 12       | 総合型 | 岩本観音と地域の伝統行事                                | 岩本自治会<br>会長 角山 久                                                | 国本         |
|           | 13       | 資源型 | 伝統作物エソジマモチ（江曾<br>島糯）とその歴史をつなぐ「老<br>農篠崎君功績碑」 | エソジマモチ保存会<br>会長 坂本 喜市                                           | 陽南         |
| 令和<br>4年度 | 14       | 総合型 | 海道町天棚                                       | 海道町天棚保存会<br>会長 山中 光正                                            | 豊郷         |
|           | 15       | 総合型 | 旧上戸祭村の伝統行事                                  | 上戸祭自治会連合会<br>会長 大木 美砂江                                          | 細谷・<br>上戸祭 |
|           | 16       | 総合型 | 東大堀の伝統行事「辻切り」                               | 東大堀むらづくり推進協議会<br>会長 野村 昭二                                       | 国本         |
|           | 17       | 総合型 | 仁良塚の彫刻屋台                                    | 仁良塚自治会<br>会長 砂川 繁                                               | 国本         |
|           | 18       | 資源型 | 岡本城跡                                        | 岡本城跡を整備する会<br>会長 岡本 一郎                                          | 河内         |
| 令和<br>5年度 | 19       | 総合型 | 神郷地区の薬師堂の伝統行事                               | 薬師堂保存会<br>会長 福田 収                                               | 国本         |
|           | 20       | 資源型 | 城山のシダレザクラ<br>（古賀志の孝子桜）                      | 古賀志の孝子桜愛護会<br>会長 北條 将彦                                          | 城山         |



|       |    |     |                      |                      |    |
|-------|----|-----|----------------------|----------------------|----|
| 令和6年度 | 21 | 総合型 | 申内の天棚と伝統行事           | 申内の天棚保存会<br>会長 相良 一男 | 河内 |
|       | 22 | 資源型 | 天下一関白流神獅子<br>(逆面獅子舞) | 逆面獅子舞愛好会<br>会長 永井 隆之 | 河内 |



# 令和7年度 みや遺産 (宇都宮市民遺産) (宇都宮市民遺産認定事業) 募集案内

## ■応募書類の提出期限■

令和7年9月30日（火）

※応募を予定される場合は、書類の提出前に下記あてご連絡ください。

## ■応募書類の提出及び相談窓口■

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 魅力創造部 文化都市推進課 文化財保存活用グループ

Tel: 028-632-2768 Email: u42001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 1 宇都宮市民遺産制度の理念・目的

本制度は、市民や地域に愛され・親しまれてきた歴史文化資源を、  
地域ぐるみで継承していくために令和元年度に創設した制度です。

地域や市民に愛され・親しまれてきた  
歴史文化遺産を「宇都宮市民遺産」として  
認定し、「地域の宝」として顕彰する  
とともに、保存継承する活動等を支援し  
ます。



## 2 宇都宮市民遺産の制度概要

### 【対象のイメージ】

#### (1) 宇都宮市民遺産の対象

下記に該当する地域の歴史文化資源が対象となります。

(※文化財の指定・未指定は問いません)

##### ①有形文化遺産

建造物、旧跡、天然記念物などその歴史的背景が貴重であり、地域の特色として認められている「有形」の地域資源

##### ②無形文化遺産

古くから伝えられてきた芸能や風俗慣習などの生活文化や、地域又は本市を象徴する「無形」の地域資源



#### (2) 認定の種類・基準・期間

##### ①認定の種類

宇都宮市民遺産には、歴史文化資源のみを認定する「資源型」と、歴史文化資源と保存活用する活動をセットで認定する「総合型」の2種類があり、認定要件や支援内容等が異なります。

##### ②認定基準

「資源型」はアを、「総合型」はア・イを満たすものとします。

##### ア 歴史文化資源そのものの基準

- ・市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること
- ・本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・現物、本物であること。(時代考証のもと復元・修復されたものも含む)

##### イ 保存活用する活動の基準

- ・歴史文化資源を核とした活動であり、地域コミュニティの活性化や歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること (伝統行事・清掃活動・維持管理活動・学習会等)

##### ③認定期間 (下表のとおり)

|      | 資 源 型      | 総 合 型                                  |
|------|------------|----------------------------------------|
| 対 象  | 歴史文化<br>資源 | 歴史文化<br>資源 + 保存活用<br>する活動              |
| 認定期間 | ・期間なし      | ・認定から10年 (毎年活動)<br>※毎年、活動報告の提出をいただきます。 |

#### (3) 応募資格

- ・保存活用の主体となる団体等 (単位自治会も含む)

#### (4) 認定

- ・宇都宮市民遺産は、認定基準をもとに宇都宮市が認定します。なお、認定の審査に当たっては「宇都宮市民遺産会議」(※)に意見聴取を行います。

※「宇都宮市民遺産会議」は、学識経験者や文化財関係団体等から意見を聴取するために設置する懇談会

### 3 応募方法・書類の作成方法

#### (1) 事前相談【重要】

応募予定のある団体等は、応募書類の提出前に、文化都市推進課までご相談ください。

#### (2) 応募方法

事前相談後、必要書類（申請書・推薦書・同意書・関係図面等）を文化都市推進課にご持参ください。

#### (3) 応募期間

令和7年7月1日（火）～ 令和7年9月30日（火）

#### (4) 応募書類の作成方法等

申請書等の様式は、文化都市推進課、各地区市民センター、各市民活動センター窓口に設置

【注意】各地区市民センター、各市民活動センター窓口への設置は7月からとなります。

##### ①申請書（第1号様式）

・記載例を参考にご記入ください。

##### 【添付資料】

団体の会則又は規約、位置図、現況を示す写真

概要・沿革又は由来に関する書類（コピーも可）

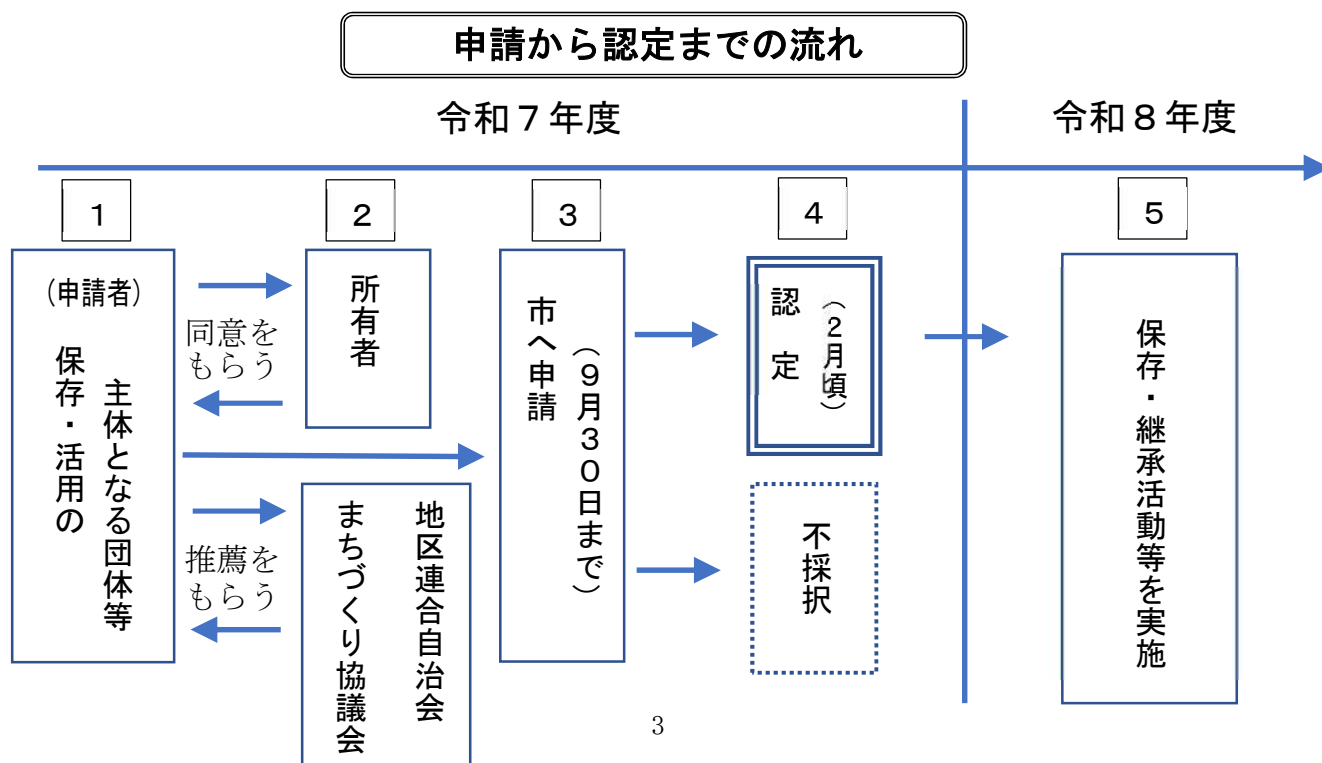


##### ②推薦書（第2号様式）

- ・各地域まちづくり協議会又は地区連合自治会に連絡の上、推薦についてご相談ください。
- ・連絡先等がわからない場合は、文化都市推進課までお問い合わせください。

##### ③同意書（第3号様式）

- ・歴史文化資源のすべての所有者から同意を得た上で申請してください。
- ・申請者と所有者が同一の場合も提出ください。



## 4 支援の内容について

令和7年度に認定された「宇都宮市民遺産」については、令和8年度から補助金交付事業により認定団体の活動等を支援するほか、市が魅力発信と活動継続への支援を行います。

### (1) 認定団体への補助金交付

- ・宇都宮市民遺産に認定された場合は、要綱に基づき「活動費補助金」「管理費補助金」「修理費補助金」の交付を受けることが可能となります。

※ただし、指定文化財に係る各種補助金と重複して申請することはできません。

※補助金の交付に当たっては、別途補助金申請の手続きがあります。

|        | 資 源 型 |                                         | 総 合 型 |                                            |
|--------|-------|-----------------------------------------|-------|--------------------------------------------|
| 解説看板設置 | 対象    | 解説看板設置<br>(1 資源 1 基)                    | 対象    | 解説看板設置 (1 資源 1 基)                          |
|        | 内容    | 補助率：定額<br>上 限：市の予算の範囲内<br>(1 基上限 15 万円) | 内容    | 補助率：定額<br>上 限：市の予算の範囲内<br>(1 基上限 15 万円)    |
| 活動費補助金 |       |                                         | 対象    | 活動に係る経費 (※1)                               |
|        |       |                                         | 内容    | 補助率：50%以内<br>上 限：市の予算の範囲内<br>(1 団体上限 5 万円) |
| 管理費補助金 |       |                                         | 対象    | 収蔵庫 (新築・移築)                                |
|        |       |                                         | 内容    | 補助率：40%以内<br>上 限：新築 400 万円<br>移築 200 万円    |
| 修理費補助金 | 対象    | 修理に係る経費 (※2) (※3)                       | 対象    | 修理に係る経費 (※2)                               |
|        | 内容    | 補助率：40%以内<br>上 限：300 万円                 | 内容    | 補助率：40%以内<br>上 限：300 万円                    |

※1 消耗品・燃料費・お茶代・広報用チラシ・パンフレット等製作費等。

※2 原則として、所有者が認定団体の構成員であることが交付の前提となります。

※3 その後の保存継承に支障があると認められ、修理後に公開等の活動を行う場合。

### (2) 市が主体となって行う支援事業

認定された歴史的資源の魅力発信や、保存活用活動に対する支援を行います。

- ・「歴史文化資源」や「活動」に関する情報発信
- ・団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援

#### 【事前相談・お問合せ・応募先】

宇都宮市 魅力創造部 文化都市推進課 文化財保存活用グループ  
(〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5)

電話：028-632-2768